

社会福祉法人白石町社会福祉協議会役員等の報酬等の支給に関する規程

(目 的)

第1条 社会福祉法人白石町社会福祉協議会の役員等（以下「役員等」という。）に対して支給する報酬等の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給額及び支給方法)

第2条 役員等が招集に応じて出席したときは、報酬等として、別表に定める額を支給する。

2 会長及び副会長については、前項に関わらず別表に定める報酬を毎月支給する。但し、会長及び副会長が月の途中でその職に就き又はその職を離れたときの報酬は、その月分については日割り計算とする。

(委 任)

第3条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(別 表)

役 職	報 酬	費用弁償
会 長（非常勤）	20,000円（月額）	—
副会長（非常勤）	10,000円（月額）	—
理 事	2,500円（日額）	500円（日額）
監 事	〃	〃
監事（監査時）	5,000円（日額）	〃
評議員選任・解任委員	1,500円（日額）	〃
評議員	2,500円（日額）	〃
各種委員	〃	〃

附 則

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。